

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年7月1日

【会社名】 東海リース株式会社

【英訳名】 TOKAI LEASE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 塚本博亮

【本店の所在の場所】 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号

【電話番号】 06(6352)0001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 大西泰史

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号

【電話番号】 06(6352)0001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 大西泰史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
東海リース株式会社東京支店
(東京都港区虎ノ門5丁目1番5号)
東海リース株式会社千葉支店
(佐倉市大作2丁目2番2号)
東海リース株式会社横浜支店
(横浜市中区弁天通4丁目59番)
東海リース株式会社名古屋支店
(名古屋市中区栄3丁目32番20号)
東海リース株式会社神戸支店
(神戸市中央区栄町通3丁目6番7号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額103,381,410円

効力発生日

2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するために、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、第8条を新設する。

取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および当社と業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として第29条を新設する。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

塚本博亮、眞榮田武、安田金四郎、笠場順司、大西泰史、酒井岳宏、西江計二および福本篤士の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

神武勇二、松井巧および西野但の各氏を監査等委員である取締役に選任する。なお、松井巧および西野但の各氏は社外取締役候補者である。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額300百万円以内とし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年17,000株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	20,548	311	0	(注) 1	可決 98.48
第2号議案	20,623	236	0	(注) 2	可決 98.84
第3号議案					
塚本 博亮	19,640	1,219	0	(注) 3	可決 94.13
眞榮田 武	20,521	338	0		可決 98.35
安田 金四郎	20,581	278	0		可決 98.64
笠場 順司	20,570	289	0		可決 98.59
大西 泰史	20,538	321	0		可決 98.43
酒井 岳宏	20,571	288	0		可決 98.59
西江 計二	20,524	335	0		可決 98.37
福本 篤士	20,558	301	0		可決 98.53
第4号議案					
神武 勇二	20,587	271	0	(注) 3	可決 98.67
松井 巧	20,508	350	0		可決 98.29
西野 但	20,474	384	0		可決 98.13
第5号議案	20,369	490	0	(注) 1	可決 97.62
第6号議案	20,359	499	0	(注) 1	可決 97.58
第7号議案	20,282	576	0	(注) 1	可決 97.21

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。